

平成 21 年第 2 回定例会

生活文化環境森林常任委員會說明資料

◎ 議案の補充説明	
1 議案第 46 号	「三重県総合文化センター」の指定管理者の指定議案について ······ 1
◎ 所管事項	
1 新県立博物館の整備について ······ ······ ······ ······ ······ 10	
2 緊急雇用対策事業等の取組状況について ······ ······ ······ ······ 別冊 3	
3 消費者行政の充実に向けた取組について ······ ······ ······ ······ 11	
4 審議会等の審議状況について ······ ······ ······ ······ ······ 15	

別冊 1

新博物館の活動と運営Vol. 1 (中間報告)

別冊2

新県立博物館詳細設計（建築・展示）中間報告

別冊3

緊急雇用対策事業等の取組状況について

平成 21 年 12 月 10 日

生活·文化部

(議案の補充説明)

1 「三重県総合文化センター」の指定管理者の指定議案について

1 議案

議案第 46 号 三重県総合文化センターの指定管理者の指定について

2 指定管理者の指定

生活・文化部が所管している公の施設「三重県総合文化センター」について、平成 22 年 4 月 1 日から指定管理者による管理を行わせるため、三重県総合文化センター条例（平成 6 年三重県条例第 5 号）第 6 条第 2 項の規定に基づく指定管理者の指定についての議決を得ようとするものです。

3 対象施設

(1) 施設名称 三重県総合文化センター

(2) 設置場所 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

4 指定管理候補者の名称等

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

名 称 財団法人三重県文化振興事業団

代表者 理事長 豊田 長康

5 指定の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

6 指定管理候補者の審査・選定の経緯

(1) 指定管理者の応募状況

指定管理者の募集を平成 21 年 8 月 4 日から 9 月 24 日まで行った結果、次の 1 団体から応募申請がありました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

名 称 財団法人三重県文化振興事業団

代表者 理事長 豊田 長康

(2) 指定管理候補者の審査選定の経過

指定管理候補者の選定過程の透明性を高め、公正な手続きを確保するため、外部有識者等による選定委員会を設置し、経費だけではなくサービス提供の水準なども含めて総合的な審査を行いました。

①選定委員会構成員

委員長 山田 康彦 (三重大学教育学部教授)
委 員 片山 真洋 (弁護士)
委 員 川口 節子 (元三重県教育委員長)
委 員 滝澤 多佳子 (税理士)
委 員 辻本 當 (津文化協会理事長)
委 員 寺尾 亨 (公募により選出)
委 員 花見 横子 (三重大学国際交流センター教授)

②審査の経過

平成 21 年 7 月 29 日 第 1 回選定委員会 (審査基準等の作成)
10 月 1 日 第 2 回選定委員会 (ヒアリング審査)
10 月 16 日 第 3 回選定委員会 (最終審査)

③提案内容及び審査の概要等

申請団体が提案した主な内容とそれを審査した基準や配点、県が求めた水準などについては、別紙のとおりです。

④審査結果（評価点数）

財団法人三重県文化振興事業団

審査項目	配点	評価点
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること	60 点	51.71 点
2 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること	100 点	87.29 点
3 事業計画の内容が、総合文化センターの効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること	230 点	193.71 点
4 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること	60 点	52.93 点
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること	60 点	50.22 点
合 計	510 点	435.86 点

⑤指定管理候補者の選定

選定委員会の意見を踏まえ、平成 21 年 11 月 10 日に次の団体を指定管理候補者として選定しました。

所在地 三重県津市一身田上津部田 1234 番地

名 称 財団法人三重県文化振興事業団

代表者 理事長 豊田 長康

⑥選定した理由

- ・三重県総合文化センターが担う目的、役割を十分認識したうえで、より充実・発展しようという意気込みが感じられる提案であり、満足度の高い県民サービスの提供が期待できる。
- ・常に利用者の視点に立って、県民の多様なニーズに応える取組が数多く準備されるとともに、施設側から積極的に出向く事業や利用機会の少ない遠隔地の県民に配慮した事業が提案されるなどより充実した事業展開が期待できる。
- ・利用者第一の施設維持管理方針が示されるとともに、経費縮減に取り組もうとする姿勢が伺われ安全で効率的な施設運営が期待できる。

7 期待される効果

今回、選定した指定管理候補者が管理業務を実施することにより、次のような効果を見込んでいます。

(1) 県民サービスの向上

施設の担う目的、役割を十分認識し、これまでの運営の中で蓄積されたノウハウ、ネットワークを活用することにより、多様化、複雑化する利用者ニーズに的確に対応し、満足度の高い県民サービスの提供や、利用者の更なる利便性の向上が期待できる。

- ・キャンパスシートチケット（学生向けの格安チケット）等の販売
- ・インターネット上での施設空き状況の確認及び予約
- ・会場設営、チケット作成サービスの提供
- ・公立文化施設向けの安全講習、備品管理研修の実施
- ・施設利用料、設備利用料の一括納入料金の設定
- ・アートミュージアムショップでの魅力ある商品開発
- ・遠隔地からのバスツアーの実施
- ・子育て支援ルームの設置

(2) 経費の縮減

①過去5年間と今後5年間の指定管理料の比較

H17年度～H21年度	次期指定管理料	縮減額
4,000,646千円	3,780,000千円	220,646千円

②県が設定した指定管理料の上限額と提案された指定管理料の比較

県が設定した指定管理料	次期指定管理料	縮減額
3,797,677千円	3,780,000千円	17,677千円

8 協定書で定める主な項目

指定管理者の指定の議決を受けた後、県と指定管理者との間において、指定期間を通じての基本的な事項を定める「基本協定」と、年度毎の事業実施に係る事項を定める「年度協定」を締結することとしています。

指定管理者と締結する基本協定書のなかで定める主な項目は、次のとおりです。

- ①県施策への配慮
- ②情報公開及び個人情報保護
- ③第三者による評価の実施
- ④施設利用者の意見等の反映
- ⑤リスク分担
- ⑥業務計画書の提出
- ⑦業務報告書の提出
- ⑧事業報告書の提出
- ⑨実施状況の調査、指示等

9 今後の予定

指定管理者の指定の議決を受けた後は、次のスケジュールにより具体的な手続きを進めます。

平成 21 年 12 月	指定管理者の指定
22 年 3 月	協定の締結
4 月	指定管理者による施設管理の開始

提案内容及び審査の概要

審査基準	県が求めた水準	配点	主な提案内容		特記事項(審査コメント等)
			(財)三重県文化振興事業団		
1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること	「三重の文化振興方針」では、文化会館等を「文化と知的探求の拠点」として位置づけ、拠点間の連携や施策連携を進めながら文化と生涯学習を総合的、効果的に展開することとしています。また、三重県の総合文化の発信拠点として、その中心的役割を担うことが期待されます。 指定管理者は、効果的・効率的な管理運営によって、センターの設置目的が最大限に發揮されることを目指すとともに、県民サービスの向上及び経費節減につながるよう努力してください。 県が推進する人権尊重社会の実現等の諸施策が実現するよう協力するとともに、センターの管理運営業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守してください。 管理運営にあたり業務の質の向上を図るために、下記で県が求める成果目標のほかに、指定管理者自ら成果目標を設定し、自己評価を行いその評価結果をその後の管理運営に反映させ、業務内容を継続的に改善してください。 (達成すべき成果目標) ・総合文化センター来館者数 (図書館来館者を除く。) 毎年度66万人 ・総合文化センター施設利用率 每年度73% ・文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で4以上) 每年度 94% ・生涯学習情報提供システムへのアクセス数 毎年度 18万件 ・男女共同参画センター主催事業参加者数 毎年度 1万1千人	60点	平成6年10月の開館以来15年間、毎年100万人前後の安定した利用を確保してきました。その間、ISO9001の認証登録に示される高水準のサービス提供力や全国トップクラスの文化事業実績、近年右肩上がりの貸出施設稼働率等、効果的な運営手法を確立してきました。今後も三重県総合計画「県民しあわせプラン」及び「三重の文化振興方針」を十分に理解し、時代と共に変化する社会的使命に対応していきます。その実現にあたって、私たちが目指す施設のコンセプトは以下のとおりです。 ① 複合的な「文化と知的探求の拠点」 ② 5年後も安定した事業の質・量 ③ 安心・安全が実感できる施設 ④ 県民が生活の一部に感じる施設 ⑤ 県民が活躍し、輝ける施設 ⑥ また訪れてみたいと感じていただける施設	51.71点	センターが担うべき目的、役割を十分認識したうえで、全体的により充実・発展しようとする意気込みが感じられる提案内容であり、経営の方向性もかなり明確になっている。また、各種の成果目標も実現可能な適切な設定であり、ISO9001に基づく自己評価体制のなかで着実な管理運営が期待できる。
②成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか 自己評価の体制及び基準は確立されているか		(成果目標) 抜粋 平成26年度 ・総合文化センター来館者数 (図書館来館者を除く。) 68万人 ・来館者満足度アンケート (8項目平均、4段階評価で3以上) 86% ・総合文化センター施設利用率 76% ・文化会館事業参加者満足度 (5段階評価で4以上) 94% ・公演事業入場率 85% ・生涯学習情報提供システムへのアクセス数 19万4千件 ・生涯学習センター事業参加者満足度 (4段階評価で4以上) 76% ・男女共同参画センター主催事業参加者数 1万2千5百人		
③企業(団体)の社会的責任	企業(団体)倫理、コンプライアンス(法令遵守)、環境管理(グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組)への対応は適切か				
2 事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること	・関連する法令等を遵守し、施設等を良好に維持管理してください。 ・利用者の安全確保、事故防止対策を講じてください。 ・危険箇所・破損箇所・不良箇所の早期発見に努め、発見した場合には迅速に適切な措置をしてください。 ・実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。また、業務委託による場合は、再委託先が必ず免許等を有していることが必要です。 ・施設賠償責任保険に加入してください。 ・維持管理及び修繕を行うにあたっては、利用者、来館者の妨げにならないように配慮してください。 ・施設・設備に不具合が発生した場合に、迅速かつ適正な措置が実施できる組織体制を確保してください。 ・災害及び事故等の不測の事態(以下「緊急事態等」といいます。)を想定した危機管理体制の整備及び危機管理マニュアルを作成してください。 ・消防署等関係機関からの危機管理マニュアル改善の助言や指導があった場合は、直ちに改善してください。 ・緊急事態等を想定した訓練を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備してください。 ・緊急事態等が発生又は発生の恐れが生じた場合は、危機管理マニュアルに従って速やかに適切な措置を講ずるとともに、県をはじめ関係機関に連絡通報してください。	100点	過去の管理経験を活かし、以下の基本的な考え方沿って利用者に提供するサービスの品質、安全確保を高水準に保ちながら、最も効率よく維持管理を行うことを目指します。 ・適切な維持管理業務の管理監督を行います。 ・計画的な修繕・設備導入を行い、先を見据えた予防の観点に努めます。 ・直営能力を最大限に發揮するとともに、危険箇所の早期発見、早期解決に努めます。 ・施設の清潔な維持や徹底した省エネ運用等、全職員でコスト削減に努めます。 ・近隣地域とのより良い関係を維持しながら運営していきます。 ・「危機管理マニュアル」等の徹底と訓練の強化により対応力を強化します。 ・個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めるとともに、人権尊重社会の実現等、県の施策に配慮し、事業団独自の方針・運用ルールを定め、様々な取組を実施していきます。	87.29点	簡易な修繕、トラブルには可能な限り職員が迅速に対応し早期解決に努めるとともに、不具合箇所の早期発見と対策、利用者ニーズに対応した施設改修の提案は、施設に対する愛着心と利用者第一の施設維持管理方針が明確に示されたものであり評価できる。また、危機管理への対応については、様々なリスクを想定した研修や訓練が予定されており、緊急時にも迅速な対応が期待できる。
④個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか				
⑤県が推進する施策に準拠する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか				

事業計画の内容が、総合文化センターの効用を最大限発揮できるものであり、
3 県民サービスの向上を図ることができるものであること

①文化会館事業	<p>業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか</p>	<p>・文化会館事業 三重県文化会館の機能を活かし、芸術性の高い公演や個性的な事業を実施するとともに、本県の将来の文化を担う人材を育成する文化芸術の人づくりの実施をはじめ、多様な文化芸術に触れ親しむことのできる環境づくりを行ってください。 また、実施にあたっては、文化芸術団体、地域文化活動団体などのネットワーク化を進めなど、多様な文化芸術の主体と連携・協働しながら効果的な事業を行ってください。</p>			
②生涯学習センター事業	<p>業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか</p>	<p>・生涯学習センター事業 本県の生涯学習を推進する中核機関として、すべての県民がいつでも、どこでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成のため、各事業を実施してください。 なお、生涯学習センターには、大学等高等教育機関や公民館等との連携とともにその他の文化施設や施策・情報・人材・団体等をつなぐコーディネート役としての機能が期待されています。事業の実施にあたっては、多様な主体や関係機関と連携しながら模範的なまた効果的な事業展開を行ってください。</p>	<p>①文化会館事業 「今こそ文化芸術の持つ可能性を信じて」～広げる、高める、三重の文化力～ ○文化芸術に親しむ県民が集うプラットフォームを目指して 劇場のベーシックな機能である「観る・感動する」機会の提供にはじまり、県民と一緒に「新しい文化を創造する」活動、三重の将来の文化を担う「人づくり」事業、新しい劇場ファンをつくる「普及・啓発」事業、人と人がつながり元気になる「参加・交流する」活動と、年間40本を超える多種多様なプログラムを実施します。 ○市町や多様な文化の担い手つながる総合文化の拠点を目指して 積極的な連携事業、アウトリーチ事業、ノウハウや成果の情報発信を図ります。また、事業助成制度を活かした金銭的支援、人脈・ネットワークを活かした人的支援や情報支援により、市町文化施設の活性化を側面からも支援します。 ○「片手にロマン、片手にソロバン」を合言葉に 公の施設であることを念頭に置き、文化芸術活動の「ロマン」と最小の経費で最大の効果を発揮するための「ソロバン」を、どちらかに傾斜しあることなくバランスよく事業を推進します。</p> <p>②生涯学習センター事業 「だれでも いつでも どこでも」～『知』の循環型社会を目指して～ ○一人ひとりの生涯を通じた総合的な「学び」への支援 県民の多様な学習ニーズに的確に応えるため、公・民を問わず多くの関連施設や機関に連携して、学習機会と学習情報の提供に努めています。 ○「楽しみ」や「生きがい」を感じることができる「地域づくり」への貢献 県内全域における生涯学習推進のために、県民一人ひとりの学びの拠点である、公民館や市町所管の市(町)民センター等での学習活動を活性化するとともに、地域社会の要請に対応した人材の育成と、県内市町のいずれにおいても活用可能な、豊富な学習プログラムの開発と提供を展開していきます。 ○多様な主体との連携・協働体制づくりへの取り組み 実施する事業の多くを関係機関や施設、団体・グループとの連携・協働によって推進していきます。また、これまで培ってきた連携・協働体制構築のノウハウを活かし、みえ生涯学習ネットワークの運営支援にも取り組んでいきます。</p> <p>③男女共同参画センター 「男女共同参画社会の実現を目指して」～新たなステージ～ ○拠点施設の機能を発揮した中間支援の充実～信頼されるセンター～ 情報発信・研修・相談・調査研究・参画交流の5つの機能を充実させ、特に相談・調査研究のシンクタンク機能を活用した事業を展開します。情報・学習機会や地域のモデル事業、人材育成、調査研究等、市町にノウハウを提供するとともに、拠点施設としてコーディネート機能を発揮し、地域と人材や関連機関をつなぐ「中間支援」を充実させ、地域の活力を高めます。 ○新しい人材の育成～さらなるエンパワーメントとともに、今後地域で活躍できるジェンダーの視点を持った新しい人材の育成を行います。また、構築した登録団体の活動を活性化させるとともに、団体の地域活動の支援強化とネットワークの充実を図ります。</p> <p>○多様な主体、県民との連携・協働～男女共同参画の「まちづくり」～ 「企画・運営サポーター」を中心とする県民や市町と連携・協働しながら、地域の課題に応じ実践的活動を展開していきます。また、男女共同参画に関わる団体のみならず、課題に応じて企業や地域のさまざまな団体等と連携・協働を強化していきます。</p> <p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p> <p>⑤貸館システム 貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者にとって使いやすいシステムとなっているか</p> <p>⑥利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>⑦利用料金の設定や料金の収受方法、減免等 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか</p> <p>⑧施設の利用時間・休館日 施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p> <p>⑨飲食サービス・物販サービス等 飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか</p> <p>⑩来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案 施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>		
③男女共同参画センター事業	<p>業務基準を達成し、男女共同参画の機運の醸成を図る提案となっているか</p>	<p>・男女共同参画センター事業 県の男女共同参画を進める拠点施設として、男女共同参画の推進に関するノウハウの蓄積、相談機能の充実を図り、中核機能、専門性の向上に努めながら、下記の事業を実施してください。 また、各種事業の実施にあたっては、県民参画型・協働型の運営体制の確立を図り、国、県、市町、その他関係機関や地域の活動団体等と連携し、県内における男女共同参画の気運の醸成を図ってください。</p>	<p>②生涯学習センター事業 「だれでも いつでも どこでも」～『知』の循環型社会を目指して～ ○一人ひとりの生涯を通じた総合的な「学び」への支援 県民の多様な学習ニーズに的確に応えるため、公・民を問わず多くの関連施設や機関に連携して、学習機会と学習情報の提供に努めています。 ○「楽しみ」や「生きがい」を感じができる「地域づくり」への貢献 県内全域における生涯学習推進のために、県民一人ひとりの学びの拠点である、公民館や市町所管の市(町)民センター等での学習活動を活性化するとともに、地域社会の要請に対応した人材の育成と、県内市町のいずれにおいても活用可能な、豊富な学習プログラムの開発と提供を展開していきます。 ○多様な主体との連携・協働体制づくりへの取り組み 実施する事業の多くを関係機関や施設、団体・グループとの連携・協働によって推進していきます。また、これまで培ってきた連携・協働体制構築のノウハウを活かし、みえ生涯学習ネットワークの運営支援にも取り組んでいきます。</p> <p>③男女共同参画センター 「男女共同参画社会の実現を目指して」～新たなステージ～ ○拠点施設の機能を発揮した中間支援の充実～信頼されるセンター～ 情報発信・研修・相談・調査研究・参画交流の5つの機能を充実させ、特に相談・調査研究のシンクタンク機能を活用した事業を展開します。情報・学習機会や地域のモデル事業、人材育成、調査研究等、市町にノウハウを提供するとともに、拠点施設としてコーディネート機能を発揮し、地域と人材や関連機関をつなぐ「中間支援」を充実させ、地域の活力を高めます。 ○新しい人材の育成～さらなるエンパワーメントとともに、今後地域で活躍できるジェンダーの視点を持った新しい人材の育成を行います。また、構築した登録団体の活動を活性化させるとともに、団体の地域活動の支援強化とネットワークの充実を図ります。</p> <p>○多様な主体、県民との連携・協働～男女共同参画の「まちづくり」～ 「企画・運営サポーター」を中心とする県民や市町と連携・協働しながら、地域の課題に応じ実践的活動を展開していきます。また、男女共同参画に関わる団体のみならず、課題に応じて企業や地域のさまざまな団体等と連携・協働を強化していきます。</p> <p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p> <p>⑤貸館システム 貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者にとって使いやすいシステムとなっているか</p> <p>⑥利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p> <p>⑦利用料金の設定や料金の収受方法、減免等 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか</p> <p>⑧施設の利用時間・休館日 施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p> <p>⑨飲食サービス・物販サービス等 飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか</p> <p>⑩来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案 施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>	<p>230点</p>	<p>193.71点</p>
④センターPR事業、センターの利用増大策、施設稼働率向上策	<p>業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか</p>	<p>・貸館事業 大ホール、中ホール、小ホール、多目的ホールなど25の施設の貸館事業を行ってください。貸館事業を行うにあたっては、利用者の利便性の向上と施設の有効活用に心がけ、県民へ文化活動の「場の提供」を行ってください。</p>	<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		
⑤貸館システム	<p>利用者の增加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか</p>	<p>・来館者サービス事業 来館者へのサービスとして次の事業を実施してください。 (ア)レストラン事業 (イ)売店事業(自販機、コピー機設置等を含む) (ウ)その他、利便性向上のための各種サービスについて自由提案をしてください。</p>	<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p> <p>⑤貸館システム 貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者にとって使いやすいシステムとなっているか</p>		
⑥利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	<p>利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか</p>	<p>・センターコミュニケーション事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>	<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		
⑦利用料金の設定や料金の収受方法、減免等	<p>利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか</p>	<p>・利用促進に関する事項 (ア)利用者を増加させる方策を検討してください。 (イ)施設稼働率の向上に努めてください。 (ウ)施設の効用を高めるため、他の機関・団体等との連携に努めてください。</p>	<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		
⑧施設の利用時間・休館日	<p>施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか</p>		<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		
⑨飲食サービス・物販サービス等	<p>飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものになっているか</p>		<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		
⑩来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案	<p>施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか</p>		<p>④センターPR事業 センターの魅力をアピールするための事業を実施してください。 (ア)広報誌の発行(1回あたり20,000部、年6回以上発行) (イ)ホームページの管理・運営 (ウ)PRのための自主事業の実施(年1回以上) (エ)その他のPR事業を自由提案してください。</p>		

・文化会館では、多様化、複雑化する利用者ニーズに的確に対応するため、多様なジャンルや質の高い芸術文化に触れる機会を提供するとともに、次世代の文化を担う人材育成事業の拡大や演劇事業での先進的なスキームを新たに提案するなど、文化の情報発信拠点として施設が担うべき役割を十分認識した内容となっており、今後の文化的振興がより一層期待できる。

・生涯学習センターにおいては、多様な主体と連携しながら県民の生涯を通じた学習を支援できる事業内容となっている。また、学校等での体験授業が重要視されている中、新たな取組として、子どもたちが芸術や歴史などホンモノの文化にふれ親しむことができるプログラムが提案されている。感性豊かな子ども時代に感動・感銘を与えることは大変重要であり、三重の文化の担い手が多く育成されることが期待できる。

・男女共同参画センターでは、意識啓発を中心とする取組だけでなく、個人の課題や地域の実情に応じた課題解決型の実践的活動を中心とする第2ステージへの移行を視野に入れた提案となっていることから、これまで以上に男女共同参画推進の拠点として信頼度が高まるとともに、各種事業の展開による男女共同参画の理解と意識の高揚が期待できる。

・インターネット上の貸館予約や空き状況の確認、納入方法の多様化、看板作成サービスに加え、新たに会場設営サービスなどが提案されたことで、更に利用者の利便性の向上が期待できる。また、バスを活用した広域来館者サービスや乳幼児連れでも利用しやすい環境をつくる「子育て支援ルーム」の設置など、県民ニーズに応える施設運営、来館者サービスに対して積極的に取り組む姿勢は高く評価できる。

事業計画の内容が、総合文化センターの施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること					
①収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか		指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。 指定管理料総額 3,797,677千円以内 (5年間、消費税及び地方消費税を含む。) (内訳) 各年度における指定管理料概算額 平成22年度 759,518千円 平成23年度 759,413千円 平成24年度 759,413千円 平成25年度 759,413千円 平成26年度 759,920千円	60点	私たちの収支計画は、募集要項に示された指定管理料に対し、5年間総額で約1,800万円削減した額となっています。指定管理料が減少傾向にある中、文化振興等、県民に提供する事業の質・量及びサービス水準の現状を維持・向上していくために、効率的な施設運営、自己収入の拡大を強化していきます。 指定管理料総額 3,780,000千円 (内訳) 平成22年度 756,000千円 平成23年度 756,000千円 平成24年度 756,000千円 平成25年度 756,000千円
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか				
5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること					
①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか		<p>・人員配置等 ①施設を効果的・効率的に管理運営できる組織体制、責任体制としてください。 ②施設を効果的・効率的に管理運営できる人員配置、勤務体制としてください。</p> <p>・人材育成 ①サービスの向上を図るため、配置する職員全員が業務全般を理解し、対応できるよう、職員の研修を定期的に行うとともに、人材育成方針を策定してください。 ②公の施設の管理者として必要な人権研修、救命救急研修等を定期的に行ってください。</p>	60点	<p>多様な職種構成を図ることと、勤務ローテーションについて、利用・業務実態に合わせた変形労働時間制等を導入することにより、最小の人員数で弾力的に運用していきます。職員研修では「ISO9001による教育訓練」により専門性をさらに蓄積していきます。</p> <p>経営者（1名）、施設と組織の管理部門：総務部（13人） 施設貸出サービス部門：施設利用サービスセンター（20人）、文化事業部門：文化会館（15人） 生涯学習事業部門：生涯学習センター（12人）、男女共同参画事業部門：男女共同参画センター（11人） 全72名（常勤66名、非常勤6名）</p>
	提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか				
③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか			50.22点	提案された事業計画を実施できるだけの職員配置・人材育成計画が提案されており、C S（顧客満足度）の高い施設運営が期待できる。ただし、職員給与面では非常に厳しい状況にあり、今後優秀な人材の流出も懸念されることから、登用制度の充実とともに更なる効率的な組織運営に努め、E S（従業員満足度）の高い職場となるよう努力してほしい。
	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか				
総合審査結果			510点	435.86点	

1 新県立博物館の整備について

1 進捗状況について

「新博物館の活動と運営 Vol.1（中間報告）」を別冊1のとおり作成し、平成21年度の進捗状況をまとめました。

この「新博物館の活動と運営 Vol.1（中間報告）」は、「新県立博物館事業実施方針（平成21年3月）」に基づく、さまざまな事業や取組をまとめたものです。あわせて、新県立博物館の活動や運営、建築や展示設計について検討を行った主要な内容や、平成22年度の取組方向等についても、整理しました。

今後、1月30日に実施する「みんなでつくる博物館会議2009」などにおいて、県民の皆さんから、ご意見や提案をいただきなどして、2月に最終報告をとりまとめます。

2 建築及び展示に関する設計の進捗状況について

多様な機会を活用して、新博物館の概略設計案について、説明及び広報を行うなかで、概略設計案へのご意見をいただいたものを反映しながら、設計について検討してきました。その状況を別冊2としてまとめました。

3 今後のスケジュールについて

今後、以下のスケジュールにそって、進めていきます。

平成22年1月 みんなでつくる博物館会議2009

2月 平成22年度当初予算上程

「新博物館の活動と運営 Vol.1」（最終報告）

建築設計最終報告

展示設計中間報告

5月 建築設計完成

10月 展示設計完成

3 消費者行政の充実に向けた取組について

1 現状

9月1日に消費者庁が設置され、各省庁にまたがる消費者行政の一元化をはかり、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として期待が高まっています。地方においては、国と一体化し、消費生活相談をはじめとする消費者行政を充実するとともに、消費者事故等の迅速な情報提供が求められています。

また、国の交付金が積み増しされ、三重県においても12月補正により「三重県消費者行政活性化基金」を増額します。

(1) 三重県消費生活センターにおける相談受付件数 (件)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
受付件数	16,412	9,867	8,023	7,500	6,543	3,532
対前年増減	3,465	▲6,545	▲1,844	▲ 523	▲ 957	143
増減率(%)	26.8	▲ 39.9	▲ 18.7	▲ 6.5	▲ 12.8	4.2

※ 21年度は9月30日現在の数値で、前年度の同時期と比較

(2) 県内における消費生活相談体制整備状況

- ①消費生活センターの設置：県、四日市市、鈴鹿市・亀山市(広域連合)、津市(4市)
- ②消費生活相談員の配置：桑名市、鳥羽市、いなべ市(10月～)、志摩市(2月予定)
- ③県コールセンターではオペレータによる対応時間を9月から20時まで延長しました。
- ④いつでも弁護士に相談できるよう、7月から顧問弁護士制度を導入しました。
- ⑤市町においても相談員を配置できるよう、平成22年1月から消費生活相談員養成講座を開講し、消費生活相談に対応できる人材を養成します。

(3) 消費者事故等に対する対応

県が把握した消費者事故等の情報は消費生活センターに集約され、当センターを通じて消費者庁に通知する仕組みを11月に整備しました。

また、同時に府内の連携組織「消費者行政推進会議」を設置し、消費者事故等が発生したときの対応を各部局に周知徹底するとともに、相互に情報共有しあい、総合的に消費者問題に対応できるようにしました。

(4) 消費者啓発の推進

消費者への啓発として、テレビやラジオによるCM放送、シネアド(映画本編直前に上

映される広告)、街頭啓発等を事業者に委託し、12月より啓発を進めます。

また、消費生活対策審議会に部会を設置し、効果的な消費者教育・啓発について集中的に検討しています。

さらに、消費者、事業者、行政等が一堂に会し、相互理解をはかり、連携・協働して消費者啓発を行っていく「みえ・くらしのネットワーク」を2月に設置する予定です。

(5) 三重県消費者行政活性化基金

基金積立額：3億1,000万円

内訳：1億9,500万円（基金造成：平成21年3月31日）

1億1,500万円（積み増し：平成21年12月25日予定）

2 課題

- (1) 悪質商法の手口が巧妙化し、消費者トラブルが多様化、複雑化していることから、消費者団体、市町等多様な主体と連携し、啓発講座等を充実していく必要があります。
- (2) 消費生活相談の一元化ダイアル「消費者ホットライン」が開通（1月予定）すると、さらに相談の増加が見込まれます。
- (3) 悪質な商取引については、警察等関係機関と連携して、取引の適正化をはかるとともに、広域的に情報収集や調査を行う必要があります。
- (4) 市町においては、消費生活相談員による相談が少しずつ増えていますが、住民が安全な消費生活を安心して送ることができるよう、さらに相談体制の充実を促進することが必要です。

3 今後の取組方向

- (1) 県民一人ひとりの自立した消費生活を支援するため、「みえ・くらしのネットワーク」を通じて消費者、事業者、行政等が連携し、消費生活に関する必要な知識や情報の提供を行うとともに、地域で実施される啓発活動を支援します。
- (2) 消費生活相談員養成講座の修了者を「三重県消費生活相談人材バンク」（仮称）に登録し、市町の消費生活相談や啓発講座において活用します。
- (3) 事業者指導については、警察等関係機関と連携を強化するとともに、体制を整備し、近県とも情報共有しながら適切な指導を行います。
- (4) 消費者行政における市町の取組を積極的に支援するとともに、消費者行政活性化基金のさらなる活用を働きかけていきます。

資料 1

平成21年度 相談件数

(平成21年4月1日～平成21年9月30日)

三重県消費生活センター

1. 相談件数

区分	相談件数(件)		構成割合(%)		対前年度比(%)
	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	
総件数(実受付件数)	3,532	3,389	100.0	100.0	104.2
消費生活に関する苦情	3,259	3,087	92.3	91.1	105.6
販売購入形態 内訳	店舗 購入	1,293	991	39.7	32.1
	無店舗販売(計)	1,619	1,633	49.7	52.9
	訪問販売	325	305	10.0	9.9
	通信販売	944	912	29.0	29.5
	マルチ商法	66	75	2.0	2.4
	電話勧誘販売	248	305	7.6	9.9
	ネガティブオプション	9	14	0.3	0.5
	その他無店舗販売	27	22	0.8	0.7
不明・無関係	347	463	10.6	15.0	74.9
問い合わせ・要望	260	288	7.4	8.5	90.3
個人情報のみの苦情	13	14	0.4	0.4	92.9

※平成20年度についても4月1日～9月30日の件数

2. 商品・役務別件数(消費苦情件数)

順位	商品・役務名	主な相談内容	件数(件)	構成割合(%)
1	デジタルコンテンツ	インターネットを通じて得られる情報についての相談、サイト料金の不当・架空請求	585	18.0
2	ガソリン	プリペイドカードを発行したガソリンスタンドの休業	298	9.1
3	フリーローン・サラ金	多重債務、ヤミ金融	208	6.4
4	商品一般	はがきによる架空請求、商品を特定できない相談	134	4.1
5	工事・建築	屋根工事や外壁塗装工事の訪問販売	113	3.5
6	四輪自動車	中古自動車	86	2.6
7	不動産貸借	アパート退去時の敷金返還トラブル	86	2.6
8	健康食品	健康食品の電話勧誘販売やマルチ商法	59	1.8
9	ふとん類	ふとんの訪問販売	55	1.7
10	他の内職・副業	内職の信用性や解約についての相談	48	1.5

3. 契約当事者性別相談件数(消費苦情件数)

	相談件数(件)		構成割合(%)	
	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度
男性	1,668	1,471	51.2	47.7
女性	1,460	1,491	44.8	48.3
団体	87	92	2.7	3.0
不明	44	33	1.4	1.1
合計	3,259	3,087	100.0	100.0

4. 契約当事者年代別相談件数(消費苦情件数)

区分	相談件数(件)		構成割合(%)	
	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度
未成年	115	129	3.5	4.2
20歳代	443	426	13.6	13.8
30歳代	686	670	21.0	21.7
40歳代	573	586	17.6	19.0
50歳代	440	426	13.5	13.8
60歳代	360	293	11.0	9.5
70歳以上	333	309	10.2	10.0
不明	309	248	9.5	8.0
合計	3,259	3,087	100.0	100.0

資料2

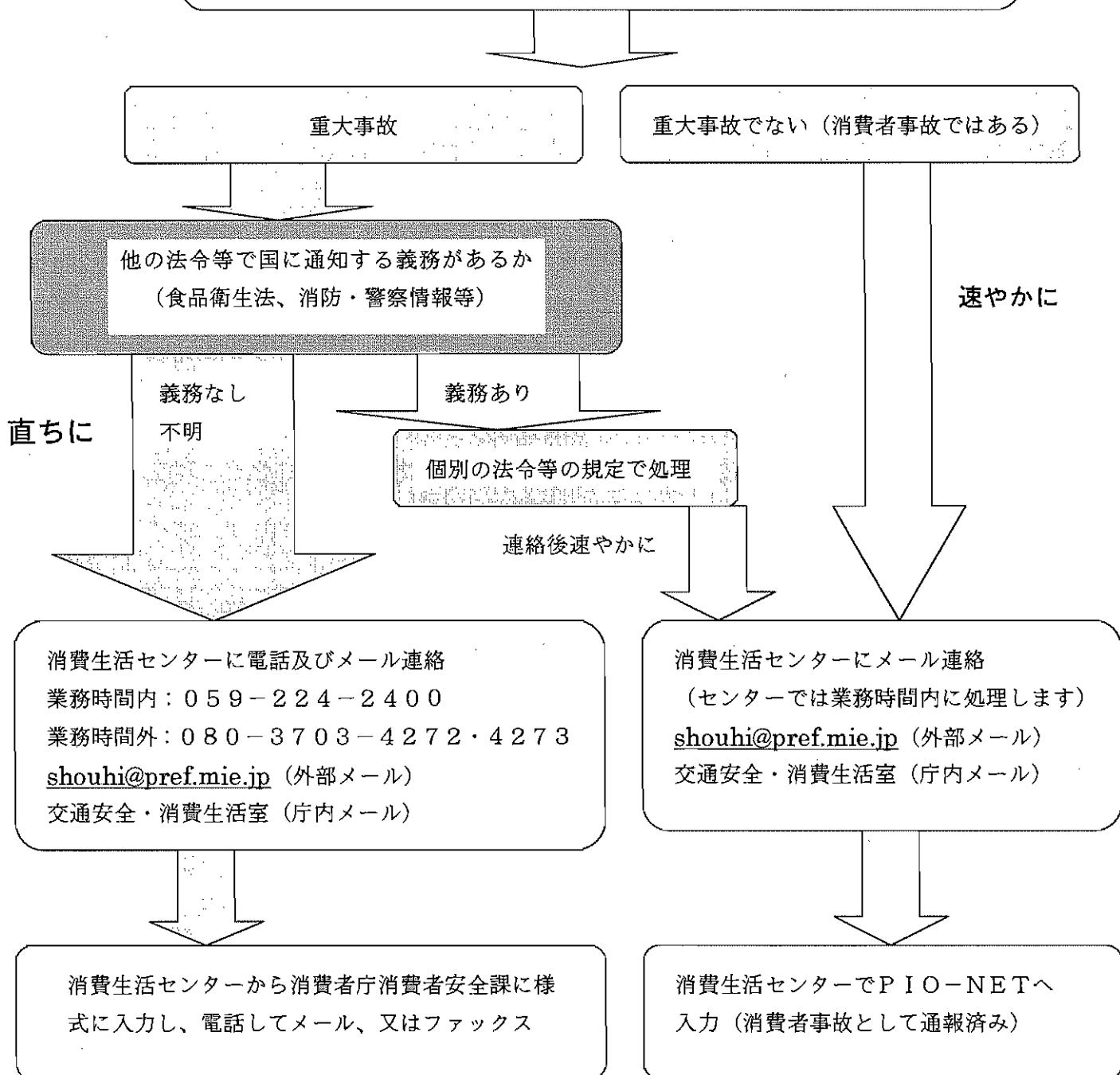
三重県における消費者事故等情報の通知の流れ

①「消費者事故等」の発生（又は発生のおそれあり）

重大事故かどうか迷われたらお電話ください。

業務時間内：059-224-2400

業務時間外：080-3703-4272・4273



4 審議会等の審議状況について

(平成21年9月16日～平成21年11月23日)

(生活・文化部)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成21年9月18日、10月19日、30日、11月16日
3 委 員	会長 岡本 祐次 会長職務代理 早川 忠宏 委員 丸山 康人 他4名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案等について
5 調査審議結果	不服申立て2事案について審議が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成21年12月4日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成21年9月28日、10月30日、11月20日
3 委 員	会長 浅尾 光弘 会長職務代理 樹神 成 委員 寺川 史朗 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て4事案について審議が行われ、うち3事案で答申されました。
6 備 考	次回開催日：平成21年12月22日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月1回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県総合文化センター指定管理者選定委員会
2 開催年月日	平成21年10月1日、16日
3 委 員	委員長 山田 康彦 委員長職務代理者 川口 節子 委員 片山 真洋 他4名
4 質問事項	指定管理者の指定を受けようとするものから提出される事業計画等の審査について
5 調査審議結果	指定管理者の指定を受けようとするものから提出された事業計画書等が審査され、審査に係る報告書が11月4日に知事へ提出されました。
6 備 考	次回開催日：未定 今後の予定：未定

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	部会：平成21年9月17日
3 委 員	会長 鈴木 真由子 副会長 松田 直俊 委員 上井 長十 他8名 (消費者教育研究部会) 部会長 小田 奈緒美 他4名
4 質問事項	三重県における消費者行政の充実について（提言）
5 調査審議結果	部会において、消費者行政を充実していくため、若年層を中心とする消費者啓発・教育について調査・検討する方針が決まりました。また、それに伴い部会の名称を変更しました。
6 備 考	次回開催日：平成22年1月（予定） 今後の予定：各委員の立場（事業者、消費者、教育者等）から消費者啓発・教育の充実策について意見交換を行います。